

金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱

(平成12年3月29日決裁)

最終改正 令和7年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市斜面緑地保全条例（平成9年条例第1号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、交付対象者、対象事業等の範囲及び補助金の額（限度額を含む。）は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第3条 市税を滞納している者に対しては、補助金を交付しない。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成13年4月1日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成18年4月1日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年度分からの補助金について適用する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分からの補助金について適用する。

別表（第2条関係）

補助事業の種類	交付対象者	対象事業等の範囲	補助金の額
斜面緑地 保全育成 事業	高木緑化 事業	条例第5条に 基づく保全区 域内での事業 実施者	道路、公園等の公共 空間から眺望できる 高木又は中木の植栽 対象事業等に要する経 費の70%に相当する額 以内の額とし、その額 は、30万円を超えない ものとする。
	巨木適正 管理事業	条例第5条に 基づく保全区 域内での事業 実施者	周辺住民に危害又は 悪影響を及ぼすおそ れのある巨木の枝打 ち等の管理 対象事業等に要する経 費の70%に相当する額 以内の額とし、その額 は、20万円を超えない ものとする。
	保全団体 活動支援 事業	町会等の住民 組織（保全団 体）の代表者	条例第5条に基づく 保全区域内での斜面 緑地の保全に関する 活動 対象事業等に要する経 費に相当する額以内の 額とし、その額は、1 年度につき10万円を超 えないものとする。
	斜面緑地 保全協定 事業（保 全）	条例第12条に 基づく認定を 受けた斜面緑 地の保全のた めの協定区域 内での事業実 施者	巨木の伐採及び枝打 ち、竹林の伐採、若 竹伐採（竹林伐採後 3年間に限る。）、 下刈り（前年度に植 栽が行われた斜面緑 地を対象に5年間に 限る。）等の保全に 関する事業 対象事業等に要する経 費の4分の3に相当す る額以内の額とし、そ の額は、1年度につき 100万円を超えないも のとする。
斜面緑地 活用事業	斜面緑地 保全協定 事業（活 用）	条例第12条に 基づく認定を 受けた斜面緑 地の保全のた めの協定区域 内での事業実 施者	植栽（高木又は中木 の植栽にあっては、 前年度に竹林伐採又 対象事業等に要する経 費の4分の3に相当す る額以内の額とし、そ

用)	地の保全のための協定区域内の事業実施者	は若竹伐採が行われた斜面緑地を対象に1年度に限る。）、簡易な歩道の設置及び補修、斜面緑地の活用に資するもので市長が認めたもの等の活用事業	の額は、1年度につき50万円を超えないものとする。
----	---------------------	--	---------------------------

備考 次に掲げる事業に係る補助金（以下「他要綱補助金」という。）の交付を受けた者又は受けようとする者で、当該年度において、高木緑化事業に係る補助金（以下「高木緑化補助金」という。）の交付を受けようとする者にあっては、他要綱補助金の額と高木緑化補助金の額の合計額が50万円を超えることができないものとして、高木緑化補助金の額を算定する。

- (1) 金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）に規定する補助金交付事業
- (2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）に規定するこまちなみ保存修景事業
- (3) 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年4月13日決裁）に規定する沿道修景事業
- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）に規定する景観修景事業